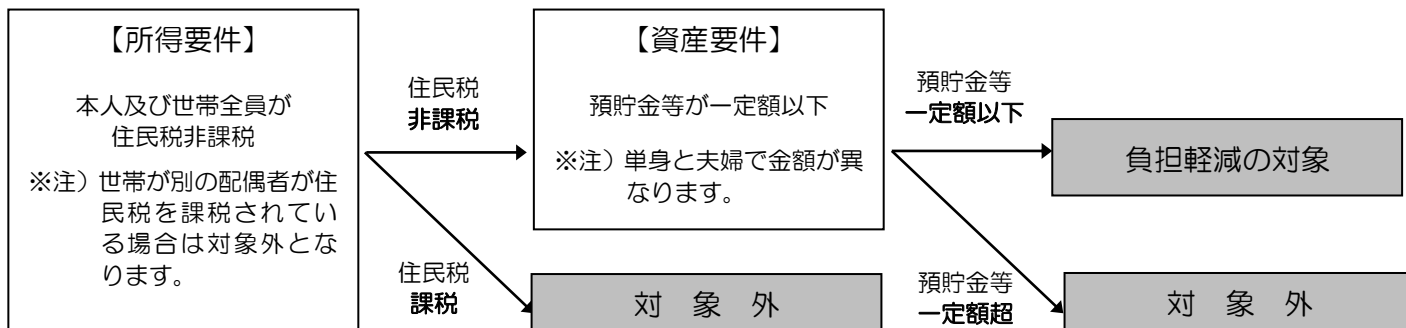


＜介護保険負担限度額について＞

介護保険施設（介護保険福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の食費・居住費については、原則として自己負担ですが、要件を満たす場合、負担額の上限（負担限度額）が設定されることで、利用者負担が軽減される制度です。

＜食費・部屋代の負担軽減の要件＞



＜預貯金等の範囲について＞

預貯金等に含まれるもの	申請時 添付書類
預貯金（普通・定期）	通帳の写し （インターネットバンクであれば口座残高の写し）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行・信託銀行・証券会社等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
現金（タンス預金など）	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書など （資産の合計から控除する取扱いとなります） （価格評価は、申請日の直近2ヵ月以内の写し等により行います）

※預貯金等に含まれないもの：生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財など

＜制度対象者と利用者負担段階＞

利用者負担段階	対象者		負担限度額（日額）	
			部屋代	食費
第1段階	生活保護等を受給されている方	かつ、預貯金等の合計が 単身で1,000万円 夫婦で2,000万円以下	多床室 0円 従来型個室（特養等） 320円 従来型個室（老健・療養等） 490円 ユニット型個室的多床室 490円 ユニット型個室 820円	300円
第2段階	本人および世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	かつ、預貯金等の合計が 単身で650万円 夫婦で1,650万円以下	多床室 370円 従来型個室（特養等） 420円 従来型個室（老健・療養等） 490円 ユニット型個室的多床室 490円 ユニット型個室 820円	390円 （600円）
第3段階①	本人および世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方	かつ、預貯金等の合計が 単身で550万円 夫婦で1,550万円以下	多床室 370円 従来型個室（特養等） 820円 従来型個室（老健・療養等） 1,310円 ユニット型個室的多床室 1,310円 ユニット型個室 1,310円	650円 （1,000円）
第3段階②	本人および世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超の方	かつ、預貯金等の合計が 単身で500万円 夫婦で1,500万円以下	多床室 370円 従来型個室（特養等） 820円 従来型個室（老健・療養等） 1,310円 ユニット型個室的多床室 1,310円 ユニット型個室 1,310円	1,360円 （1,300円）

※短期入所サービス（ショートステイ）を利用した場合、食費の負担限度額は（ ）内の金額